

経済産業省

受託調査

## **インドネシアの模倣品対策に関する調査**

**2016年8月**

**日本貿易振興機構（JETRO）**

**ジャカルタ事務所**

## 1. 模倣品の流通実態

### 1.1 流通量

調査によると、インドネシアにおける模倣品による経済損失は増加傾向にあり、2014 年で 65 兆 1,000 億インドネシア・ルピア（約 5,924 億円）と推定されている。一部の製品（皮革製品・衣類・ソフトウェア・プリンタのインクカートリッジ）における模倣品が全体の商品に占める割合は 30%を超えている。

#### 1.1.1 インドネシア反模倣協会(MIAP)-インドネシア大学経済社会研究所(LPEM)の研究について (2005 年、2010 年、2013 年)

2005 年、インドネシアの反模倣協会（Masyarakat Indonesian Anti-Pemalsuan /MIAP）及びインドネシア大学経済社会研究所（Lembaga Penyelidikan Ekonomi dan Masyarakat, Fakultas Ekonomi Universitas Indonesia /LPEM FEUI）は、インドネシアにおける模倣品業界に関する共同研究を実施した<sup>1</sup>。2005 年実施の第 1 回 LPEM FEUI 調査によると、主要 12 セクターにまたがる経済的損失は、4 兆インドネシア・ルピア（約 364 億円）と推定された。

2010 年の調査によると、損失は約 9 倍に膨れあがり 37 兆インドネシア・ルピア（約 3,400 億円）になったと推定された<sup>2</sup>。MIAP は、この損失によって、概算で 2 億 276 万インドネシア・ルピア（約 184 万円）の逸失税収、及び 17 万 4,000 件の雇用機会の喪失があると述べている。

この 2010 年度調査は、2011 年、2012 年、更に 2013 年にわたり、折りにふれて新聞記事に取り上げられた<sup>3,4,5</sup>。数値とパーセンテージは場合によってまちまちではあるが、これらの記事は、2010 年度 MIAP-LPEM 調査を基にしたものとみられる。一部の記事では、損失は 43 兆 2,000 億インドネシア・ルピア（約 3,931 億円）にも上ると報じられた。

2014 年、MIAP-LPEM は、2013 年度最終調査から、最新の調査報告を発表した<sup>6</sup>。このラウンドの研究では、プリンタのインクカートリッジが、最も一般的に模倣されている製品と判明した。また、総国内生産高における損失が 65 兆 1,000 億インドネシア・ルピア（約 5,924 億円）にも上ると推計された。

<sup>1</sup> <http://www.iflr.com/Article/3121423/Tackling-counterfeiters-in-Indonesia.html>

<sup>2</sup> <http://www.antaraneews.com/berita/187411/rugi-rp37-triliun-akibat-produk-palsu>

<sup>3</sup> <http://www.ambadar.com/news/seminar-of-intellectual-property-rights-with-jetro?page=8>

<sup>4</sup> <http://travel.kompas.com/read/2011/11/04/02332262/Nilai.Produk.yang.Hilang.Rp.432.Triliun>

<sup>5</sup> <http://swa.co.id/business-strategy/management/miap-ajak-semua-lembaga-terkait-sosialisasikan-anti-pemalsuan>

<sup>6</sup> <http://pemilu.tempo.co/read/news/2014/07/17/090593647/2013-Barang-Palsu-Rugikan-Negara-Rp-651-Triliun/2013-Barang-Palsu-Rugikan-Negara-Rp-651-Triliun>

(IDR : インドネシア・ルピア)

<b>MIAP-LPEM の模倣品調査</b>				
<b>市場規模の推計 (模倣品による侵害額)</b>				
報告書	2005 年	2010 年 <sup>7,8,9</sup>	2011 年, 2012 年& 2013 年 ニューズレポートは 2010 年の報告書を 参考に行っている 10,11,12	2014 年 <sup>13</sup>
サンプル人数	ジャカルタとスラバヤの 消費者 257 名	ジャカルタとスラバヤの回答者 500 名		ジャカルタ周辺の 都市圏とスラバ ヤの回答者 591 名
合計金額	総生産高 4 兆 4,100 億 IDR GDP 損失 2 兆 900 億 IDR	GDP 損失 37 兆 IDR	総生産高 43 兆 2,000 億 IDR GDP 損失 34 兆 2,000 億 IDR	GDP 損失 65 兆 1,000 億 IDR
逸失税収	-	2 億 276 万 IDR	-	4 億 2,400 万 IDR
雇用領域	-	雇用機会喪失 17 万 4,000 件	-	損失利益 3 兆 4,000 億 IDR

<sup>7</sup> <http://www.jpnn.com/berita.detail-64241>

<sup>8</sup> <http://miap.or.id/main/berita/detail.php?detail=20100603114728>

<sup>9</sup> <http://www.antaraneews.com/berita/187411/rugi-rp37-triliun-akibat-produk-palsu>

<sup>10</sup> <http://www.ambadar.com/news/seminar-of-intellectual-property-rights-with-jetro?page=8>

<sup>11</sup> <http://travel.kompas.com/read/2011/11/04/02332262/Nilai.Produk.yang.Hilang.Rp.432.Triliun>

<sup>12</sup>

<http://swa.co.id/business-strategy/management/miap-ajak-semua-lembaga-terkait-sosialisasikan-anti-pemalsuan>

<sup>13</sup> MIAP-LPEM FEUI Report on Economic Impact of Counterfeiting in Indonesia 2013/2014

MIAP-LPEM の模倣品調査				
流通分野ごとに模倣品が全体に占める割合				
報告書	2005 年	2010 年 <sup>14,15,16</sup>	2011 年, 2012 年& 2013 年	2014 年 <sup>17</sup>
化粧品	-	10%	13.7%	-
農薬	-	10%	11.5%	8.5% (食品を含む)
履物	-	10%	8.9%	-
皮革製品	-	10%	16.8%	3.8%
オフィス電子機器	-	10%	3.5%	-
タバコ	-	4%	-	-
ノンアルコール飲料	-	4%	16.4%	-
自動車部品	-	3%	7%	38.9%
医薬品	-	-	30.2%	33.5%
ウォーターポンプ	-	-	34.1%	49.4%
照明器具	-	-	34.1%	-

### 1.1.2 日本国特許庁 (JPO) 模倣被害調査報告書 (2014 年度)

日本国特許庁 (Japan Patent Office/JPO) が 2013 年度の我が国企業等の模倣被害の結果を「2014 年度 模倣品被害調査報告書」(経済産業省公表)として取りまとめた統計によると、日本企業が受けた模倣品被害のうち 20.4%が、インドネシアを含む ASEAN 6 ヶ国からのものである<sup>18</sup>。この割合は、2010 年の 18.6%、2011 年の 19.1%、2012 年の 20.2%と年々増加している<sup>19</sup>。また、模倣品被害の被害社率を ASEAN 主要国と比較すると、インドネシアはタイに次ぐ第 2 位を占めており、8.6%(2011 年度)、9.4%(2012 年度)、9.5%(2013 年度)と年々増加している。

<sup>14</sup> <http://www.jpnn.com/berita.detail-64241>

<sup>15</sup> <http://miap.or.id/main/berita/detail.php?detail=20100603114728>

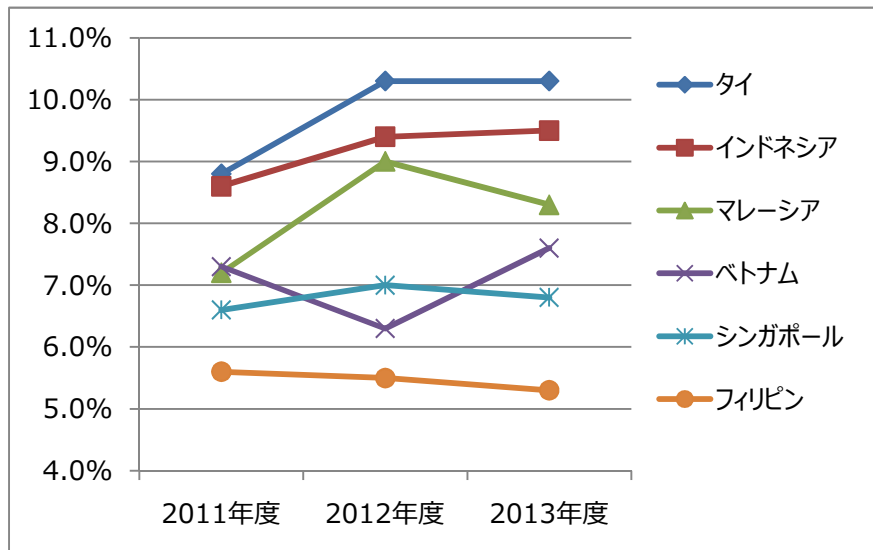
<sup>16</sup> <http://www.antaranews.com/berita/187411/rugi-rp37-triliun-akibat-produk-palsu>

<sup>17</sup> MIAP-LPEM FEUI Report on Economic Impact of Counterfeiting in Indonesia 2013/2014

<sup>18</sup> [http://www.meti.go.jp/english/press/2015/0311\\_03.html](http://www.meti.go.jp/english/press/2015/0311_03.html)

<sup>19</sup> [http://www.meti.go.jp/english/press/2014/pdf/0625\\_01a.pdf](http://www.meti.go.jp/english/press/2014/pdf/0625_01a.pdf)

ASEAN 主要国における模倣被害の被害社率



## 1.2 流通分野

模倣品により侵害されている製品は多岐にわたっている。医薬品では偽造薬品の占める割合が 40%に増加した。音楽・映画関連の経済損失は高額に上っている。

### 1.2.1 産業別

#### 1.2.1.1 医薬品

インドネシアの外資系製薬団体（International Pharmaceutical Manufacturers Group/IPMG）によると、インドネシアの 20 億米ドル（約 2,400 億円）医薬品市場で偽造薬物が占める割合は、2006 年以前は 25%だったが、2008 年までには 40%まで跳ね上がったと推計されている<sup>20</sup>。

その後の 2011 年、PT ファイザーインドネシア（PT Pfizer Indonesia）による資金提供でインドネシア大学が行ったビクトリーリサーチプロジェクト（Victory Research Project）によると、シルデナフィル薬物（勃起不全薬 sildenafil）が、医薬品市場で最も多く偽造される薬物の一つであると特定された。ジャカルタ周辺、ジャワ島西部バンドン、ジャワ島東部スラバヤとマラン及びメダンにおける調査結果によると、シルデナフィル薬物はドラッグストア、薬局、歩道の屋台やインターネット経由で販売されている。157 軒から 518 錠を購入したところ、45%は偽物であった<sup>21</sup>。

最近の例では、製薬防護研究所アジア太平洋部会（Pharmaceutical Security Institute - Asia Pacific/PSIAP）が、2014 年マニラ会議において、インドネシアなど、東南アジア主要国において偽造医薬

<sup>20</sup> <http://www.thejakartapost.com/news/2008/07/17/40-all-drugs-ri-may-be-fake.html>

<sup>21</sup> Indra Harsaputra, 'Indonesia remains a lucrative market for fake drugs', The Jakarta Post (Jakarta), 25 April 2013, <http://www.thejakartapost.com/news/2013/04/25/indonesia-remains-a-lucrative-market-fake-drugs.html>

品がより広く出回っていると報告された（141 事例）。PSIAP の Samson Chiu 会長は、販売されている偽造薬物のトップを占めるタイプは、心血管、代謝（メタボリズム）、抗感染に関する薬品であると述べた<sup>22</sup>。

同氏はまた、中国と日本が偽造薬品に関わる事例を最も多く抱えており、それぞれ 712 例、237 例程度であると述べた。パキスタンが抱える事例は 237 件、韓国は 154 件、インドは 108 件、台湾は 79 件であった<sup>23</sup>。インドネシアは第 5 位で、141 件の事例があった。

インドネシアの医薬品及びヘルスケアに関するビジネスモニター Q1 2014 によると、インドネシアで最も多い偽造品は、コレステロール低下剤のほか、インフルエンザ及び高血圧の治療薬、痩身広告に関するものとされている<sup>24</sup>。

インドネシアの食品医薬品監督庁（Badan Pengawas Obat dan Makanan / National Agency for Drug and Food Control / BPOM）によると、2013 年、同機関は偽造品を 721 件押収した。これは 2011 年の 57 件、2012 年の 66 件から増加したものである<sup>25</sup>。BPOM の概算によると、2012 年以來 2014 年まで合計すると 24 億インドネシア・ルピア（約 2,180 万円）相当の偽造で非合法の食品や薬品が、押収されている。

### 1.2.2 品別

MIAP-LPEM による調査からのセクター一覧については、前記 1.1.1 を参照のこと。また、MIAP によると 2006 年から 2007 年まで 1 年間をかけて 14 件のレイド（摘発）が行われた<sup>26</sup>。なお、本項 1.2.2.1 から 1.2.2.7 に掲げた品目は MIAP-LPEM の調査等によるもので、これに限らず、模倣品による侵害が行われているとみられる品目は、自動車部品、自動車用バッテリー、家電製品、紙おむつ等の多岐にわたっている。

#### 1.2.2.1 インクカートリッジとソフトウェア

MIAP-LPEM による調査によると、2013 年、最も高い割合で模倣された品目はプリンタのインクカートリッジであり（49%）、以下、皮革製品、衣類、ソフトウェアと続いた。また、MIAP によると、ジャカルタとスラバヤで 2 件のレイド、ジャカルタで 4 件のレイドが行われ、プリンタのインクカートリッジとリボンカートリッジ及び、マイクロソフト、シマンテック、ポーランド、アドビ、シスコシステム、マクロメディア、オートデスクといったソフトウェアが見つかった。

#### 1.2.2.2 薬品

食品医薬品監督庁（BPOM）によると、2013 年、最も広く偽造された製品は、ポンスタン（Ponstan）

<sup>22</sup> <http://ipkomododragon.blogspot.my/2014/11/fake-drugs-in-se-asia.html>

<sup>23</sup> <http://business.inquirer.net/182430/concerned-groups-call-for-stronger-measures-vs-counterfeit-medicine>

<sup>24</sup> [http://israel-trade.net/asiapacific/files/2014/11/Indonesia\\_Pharmaceuticals\\_and\\_Healthcare\\_BMI\\_Q1-20142.pdf](http://israel-trade.net/asiapacific/files/2014/11/Indonesia_Pharmaceuticals_and_Healthcare_BMI_Q1-20142.pdf)

<sup>25</sup> <http://www.thejakartapost.com/news/2014/05/28/bpom-seizes-more-fake-drugs-sold-online.html>

<sup>26</sup> Justisiari P. Kusumah & Erna L. Kusoy, 'Country Report-Indonesia Anti Counterfeiting Committee', 3 - 4.

錠（日本名ポンタール錠）及び勃起不全薬であった<sup>27</sup>。

#### 1.2.2.3 携帯電話とそのアクセサリ

インドネシア反模倣協会（MIAP）によると、ジャカルタ、バンドンとスラバヤで 8 件のレイドが行われ、携帯電話の本体、充電器、ハンズフリーキット、パッケージ、ホログラムステッカー、電池、マニュアルが発見された。

#### 1.2.2.4 ハードウェア

MIAP によると、ジャカルタとスラバヤで 2 件のレイドが行われ、インターフェースカード、スイッチ、ルータが発見された。

#### 1.2.2.5 エア・フィルタ

MIAP によると、ジャカルタで 2 件のレイドが行われ、大型車両用エア・フィルタが発見された。

#### 1.2.2.6 エンジン

MIAP によると、スラバヤでレイドが行われた。

#### 1.2.2.7 液体洗剤

MIAP によると、ジョグジャカルタでレイドが行われ、汎用液体洗剤が発見された。

### 1.2.3 海賊版

#### 1.2.3.1 音楽関連

2015 年 9 月に開催された創造的経済に関するイベントにおいて、インドネシア共和国演奏家、歌手、作曲家及び音楽家協会（Association of Artists, Singers, Composers and Musicians of the Republic of Indonesia/PAPPR）は、2013 年、音楽録音の著作権侵害（海賊版）が原因で生じた経済的損失が 4 兆インドネシア・ルピア(約 364 億円)にも達した旨、報告した<sup>28</sup>。

同イベントにおいて、インドネシア・レコーディング産業協会（the Association of Indonesia Recording Industry/ASIRI）が述べたところによると、海賊版音楽がインドネシアのレコーディング産業市場で有するシェアは 2007 年来、95.7%にも上り、一方、正規版音楽が同市場で有するシェアは 4.3%に過ぎないとのことである。

一方、2015 年においては、通信・情報省（Ministry of Communication and Informatics）により 22 か所の音楽シェアサイトがブロックされた<sup>29</sup>。

<sup>27</sup> <http://www.iracm.com/en/2014/01/ponstan-a-painkiller-most-counterfeited-medication-in-indonesia/>

<sup>28</sup>

<http://lifestyle.bisnis.com/read/20150918/225/473965/kerugian-akibat-pembajakan-musik-rekaman-rp4-triliuntahun>

<sup>29</sup> Yoga Hastyadi Widiartanto, 'Kemenkominfo Blokir 22 Situs "Download" Lagu Ilegal', Kompas.com (Jakarta), 23

1. laguhit.com
2. mp3days.net
3. weblagu.com
4. wapkalagu.com
5. iozmusik.com
6. lagu.in
7. carilagu.net
8. bursalagu.com
9. beemp3s.org
10. arenalagu.com
11. saranmu.com
12. tubidy.im
13. stafaband.info
14. memomp3.com
15. zinzhu.com
16. mp3take.com
17. kumpulbagi.com
18. onlagump3.info
19. newlagump3.com
20. targetlagu.com
21. musik-corner.info
22. musicxplore.com

### 1.2.3.2 映画関連

同イベントにおいて、インドネシア映画製作者連盟（Association of Indonesian Film Producers/APROFI）が、どの海賊版映画についても損失はおおよそ43億インドネシア・ルピア（約3,900万円）に達し得るとの概算を示した。海賊版映画が100作品あれば、その損失は概算で4,375億インドネシア・ルピア（約39.8億円）となる。

一方、2015年においては、通信・情報省（Ministry of Communication and Informatics）により22カ所の映画共有サイトがブロックされた<sup>30</sup>。

---

November 2015,

<http://tekno.kompas.com/read/2015/11/23/12175047/Kemenkominfo.Blokir.22.Situs.Download.Lagu.Ilegal>

<sup>30</sup> Nedi Tirta Pradesha, '22 Situs Diduga Pembajak Film Diblokir', CNN Indonesia (Jakarta), 29 August 2015,

<http://www.cnnindonesia.com/hiburan/20150819083659-220-73041/22-situs-diduga-pembajak-film-diblokir-kemenkominfo/>



1. Ganool.com
2. Nontonmovie.com
3. Bioskops.com
4. Ganool.ca
5. Kilasan.to
6. Thepiratebay.se
7. Downloadfilmbaru.com
8. Ganool.co.id
9. 21filmcinema.com
10. Gudangfilm.caa.im
11. Movie76.com
12. Isohunt.to
13. Cinemaindo.net
14. Bioskop24.net
15. Ganool.in
16. Unduhfilm21.net
17. Bioskopkita.com
18. Downloadfilem.com
19. Comotin.net
20. Movie2k.ti
21. Unduhmovie.com
22. 21sinema.com

#### 1.2.3.3 ケーブルテレビ

アジア有線・衛星放送協会（Cable & Satellite Broadcasting Association of Asia／CASBAA）の報告によると、ケーブルテレビの著作権侵害について検証可能な統計はない。米国通商代表部に対する2013 年度報告書の中で、政府報道官がインドネシアケーブル・テレビ・グループによる主張として引用した数字によると、不正使用者数は大まかに見積もっても200 万から250 万人にも上り、合法的接続の概算数値（200 万回線）よりも高いものとなっている<sup>31</sup>。

#### 1.2.3.4 ソフトウェア

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（Business Software Alliance／BSA）の2013 年度グローバルソフトウェア調査によると、違法ソフトウェアの使用に関する商業的価値の合計額で、インドネシアは第10 位となった。この調査の概算によると、2013 年、ライセンスを受けていないソフトウェアのインドネシアにおけるインストー

---

<sup>31</sup> <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0005>

ルは、割合にして 84%、商業的価値に換算して 14 億 6,300 万米ドル（約 1,770 億円）に達した<sup>32</sup>。

### 1.3 流通地域

ジャカルタ首都圏での一部のモール・商業地での模倣品の流通が指摘されるほか、ジャワ島以外の島嶼部でも流通が確認されている。税関による取締体制が不十分なため、違法商品は正規港湾経由で大量に輸入されている。また、国内に持ち込まれた後に正規品に模倣されるもの、国内で製造されるものもあるとみられる。

#### 1.3.1 地域・市場

##### 1.3.1.1 米通商代表部(USTR)の特別レビュー(2014年)

米国通商代表部 (United States Trade Representative/USTR) が 2015 年 3 月に発表した「悪質市場報告書」によると、インドネシアにおける海賊版・模倣品ネットワークの主要販売拠点として、北ジャカルタの Harco Glodok を特定した<sup>33</sup>。同報告書においては他にも、海賊版製品及び模倣製品で知られているジャカルタベースのモール、すなわち、北ジャカルタの Mangga Dua Mall、中央ジャカルタの Ambassador Mall、ジャカルタ各地の ITC、南ジャカルタの Ratu Plaza もまた名指しされた。

##### 1.3.1.2 国際知的財産権同盟(IIPA) スペシャル 301 条に基づく勧告

国際知的財産権同盟 (International Intellectual Property Alliance/IIPA) が著作権侵害活動のホットスポットと特定した主要地域には、ジャカルタ、パダン、ジャワ島、スマラン、メダン、マカッサル、バンドン、スラバヤがある<sup>34</sup>。

##### 1.3.1.3 インドネシア国家食品医薬品監督庁(BPOM) 2013年

インドネシア国家食品医薬品監督庁 (BPOM) によると、2012 年に偽造品対策オペレーションが実施され、価値 54 億インドネシア・ルピア（約 4,900 万円）相当の偽医薬品を販売する 129 のウェブサイトが停止された。他に、ジャカルタ及びパプアと東ヌサトゥンガラといったマラリアが蔓延している地域で偽造品対策オペレーションが実施され、マラリア薬の偽造品の流通を停止した<sup>35</sup>。

##### 1.3.1.4 インドネシア国家食品医薬品監督庁(BPOM) 2015年

2015 年 11 月に行われたあるインタビューで、食品医薬品監督庁 (BPOM) は、模倣化粧品が最も広く流通しているのは中央ジャカルタの Pasar Asemka であると述べた。BPOM は、司法制度上、無力な法執行や汚職、模倣業者に対して手ぬるい判決をこの問題の一部として挙げている<sup>36</sup>。

<sup>32</sup> [http://globalstudy.bsa.org/2013/downloads/studies/2013GlobalSurvey\\_Study\\_en.pdf](http://globalstudy.bsa.org/2013/downloads/studies/2013GlobalSurvey_Study_en.pdf)

<sup>33</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/2014%20Notorious%20Markets%20List%20-%20Published\\_0.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/2014%20Notorious%20Markets%20List%20-%20Published_0.pdf)

<sup>34</sup> <http://www.iipa.com/rbc/2015/2015SPEC301INDONESIA.pdf>

<sup>35</sup> The Jakarta Post, 'Fake products in High Demand', The Jakarta Post (Jakarta), 28 February 2014, <http://www.thejakartapost.com/news/2014/02/28/demand-fake-products-remains.html>

<sup>36</sup> <http://www.merdeka.com/uang/begini-cara-barang-impor-palsu-masuk-ke-indonesia.html>

### 1.3.1.5 インドネシア薬剤師会(IAI)

2013 年、IAI (Ikatan Akuntan Indonesia) 事務局長は、スラバヤとメダンにおいて偽造薬物の流通があると述べた。同事務局長が引用したインドネシア大学のビクトリーリサーチによると、大ジャカルタ都市圏と東ジャワの両方で流通する偽造薬物の割合が 50%に達する一方、メダンとバンドンではそれぞれ 20%、18%であるとされている。同報告ではまた、東ジャカルタ市の Pramuka Market が周知の偽造薬物の供給源であると特定されている<sup>37</sup>。

### 1.3.2 経路

模倣品が市場に流通する経路は、輸入及びインドネシア国内での生産がある。JETRO に寄せられる相談・情報によると、輸入時には模倣品の形態をとっていないが、輸入後にインドネシア国内で製品及びパッケージに商標等を付した後に市場に流通する形態もある。

#### 1.3.2.1 輸入品

インドネシアが陸路上、国境を接しているのはマレーシア、パプアニューギニア、東ティモールであり、一方、インドネシアとシンガポール、オーストラリア、フィリピン、及び多くの島嶼国とを結ぶ海上ルートも近い。17,508 もの島々を擁するインドネシアにあっては、多大な違法商品の大半が海上輸送で運び込まれている。主要侵入地点を挙げれば、以下のカテゴリとなる。

- 正規港湾 – 正規港湾は、250 箇所ある。大量の違法商品がこれらの港湾、特にジャカルタ (Tanjung Priok)、スラバヤ、バタム、パレンバン、マカッサル、メダン (Belawan) の主要港湾を通過するものとされている。
- 非正規港湾 – 非正規港湾は、数千箇所もある。2013 年現在、バタムにあった違法侵入地点は約 41 箇所、タンジュンピナンでは 54 箇所、スマトラ島東海岸には 65 箇所、つまり、リアウ/リアウ諸島州という地域のみで周知の非正規港湾が約 160 箇所もあった。

報道によると、インドネシア–東ティモール国境、カリマンタン (ボルネオ) 島のインドネシア–マレーシア国境、及びインドネシア–パプアニューギニア国境上の非正規陸上ルートを紹介した違法輸送があり、違法薬物といった、より深刻な違法商品が密輸されてインドネシア国内に流入する。但し、これらの非正規ルートは、模倣商品にはあまり使用されていないと考えられている。税関による知財国境保護システムが正規国境でも整備されていない状況で、より高まるリスクを負ってまで非正規ルートを使う必要がないとみられる。

- 自由貿易区 – インドネシアにおける自由貿易区は、バタム、ビンタン、カリムン、サバンである。この 4 地域中、違法商品が最も頻繁に発見されると考えられているのは、バタムとビンタン (タンジュンピナン) である。

<sup>37</sup> <http://www.thejakartapost.com/news/2013/04/25/indonesia-remains-a-lucrative-market-fake-drugs.html>

模倣商品がひとたびインドネシアに侵入すると、主要都市にある目的地の市場に到達するまで、多くの人々の手を渡って所有者が変わる可能性がある。摘発により拘束された模倣商品の販売業者の多くは、模倣商品は行商人を通じてインドネシアで流通していると話している。模倣商品の供給者は誰なのか、手掛かりになる書類を作ったり、役に立つ情報を提供したりできる販売業者は滅多にいない。

### 1.3.2.2 化粧品

インドネシア国家食品医療品監督庁（BPOM）は、2015年11月のインタビューで、模倣化粧品がインドネシアの7地域で発見された旨、述べている。その中で模倣品が最も広く出回っていたのは、中央ジャカルタのPasar Asemkaである。BPOMはまた、タンゲランにおいて、生産設備を発見した<sup>38</sup>。

報道官の発言によると、模倣化粧品のほとんどが、中国、マレーシア、タイ、フィリピン、インド由来のものである。但し、海外由来と想定されても実際はタンゲラン等の地域で現地生産されている模倣品もある。

### 1.3.2.3 医薬品

偽造医薬品は、現地生産か、或いは輸入されることもある。その流通はPasar Pramukaといった卸売市場を介し、次にはバイク移動の行商人が、各都市に所在する薬局や薬店に品物を販売している<sup>39</sup>。

## 1.4 傾向情報

各種業界団体・外国機関から、法律の執行の脆弱性、刑罰の軽さ、汚職、知的財産に関する意識の低さ等が指摘され、インドネシア政府の各機関の取り組みに関する改善が求められている。

### 1.4.1 インドネシア反模倣協会(MIAP)

2014年7月、MIAPはその調査結果の報告で、反偽造規制法に違反する事業者に対する法の執行の実施を強化するよう要求した。模倣品の需要が続き、模倣品が入手可能な現状の背景にある最大の要素の一つとして、MIAPはずさんな法執行を挙げた<sup>40</sup>。

### 1.4.2 インドネシア映画製作者連盟(APROFI)

2015年6月、APROFIの会長は、海賊版はインターネットが原因で実際に増えており、海賊版は違法でモラルに反するという意識を高めることが一つの課題であると述べた<sup>41</sup>。

<sup>38</sup> <http://news.metrotvnews.com/read/2015/11/06/188224/kosmetik-palsu-marak-beredar-di-pasar-aseмка>

<sup>39</sup>

<http://www.rouse.com/magazine/articles/ip-komodo-blog/the-counterfeit-medicines-landscape-in-indonesia?tag=indonesia>

<sup>40</sup> <http://jakartaglobe.beritasatu.com/business/indonesias-battle-bootleg-goods-genuine-economic-toll/>

<sup>41</sup> <http://jakartaglobe.beritasatu.com/news/now-playing-indonesias-piracy-problem-takes-new-dimension-online/>

### 1.4.3 欧州委員会

2015年7月、欧州委員会は、第三国における知的財産権の保護及び執行に関し自ら作成した報告書を発表した。昨今の法整備の進展を受け、インドネシアは、同報告書において優先順位第2位から第3位に移ったが、依然として、その無力なガバナンス、脆弱な執行行為、汚職の継続、予測不能な／逆行的な法的判決に対する懸念が表明された<sup>42</sup>。また、インドネシアの法律規則起草プロセスに関する透明性、協議の欠如、施行規則の不在についても、同報告書において懸念が示された。

同委員会は、その支援的活動のいくつかについて概略を示した。知的財産権保護に関するEU-ASEANプロジェクト、EU-インドネシアTCFプログラム、進行中のASEAN知的財産権中小企業ヘルプデスクなどがこれに含まれる。

### 1.4.4 英国知的財産庁(UK IPO)

2015年度中国－東南アジア反模倣品プロジェクトに関し作成した報告書において、英国知的財産庁は、税関知財国境保護システムの実施を勧告した。同報告書においては、国内の法執行に関し改善が要求され、また、汚職及び密輸問題に対応する必要性も認められた<sup>43</sup>。

### 1.4.5 米国通商代表部(USTR)

米国通商代表部（USTR）による2015年版スペシャル301条報告書において、インドネシアは依然として、優先監視国リストに留まっている。同代表部は、インドネシアが現在進めている商標法制度及び著作権法制度の変更における進展を歓迎しているものの、未だに、インドネシアにおける知的財産権の保護と施行法との間に横たわるギャップに対して憂慮する状態にあり、より効果的な制度を求めている<sup>44</sup>。

### 1.4.6 米国映画協会(MPAA)

米国映画協会（Motion Picture Association of America／MPAA）の報道担当者は2015年6月、インドネシアは強制執行を強化する必要があると述べた。同氏はまた、映画業界と当局に対し、仲介者（支払処理業者、広告ネットワーク）を説得の上、海賊版ウェブサイト運営者との取引を止めさせるよう働きかけた<sup>45</sup>。

### 1.4.7 アジア有線・衛星放送協会(CASBAA)

アジア有線・衛星放送協会（CASBAA）は、2015年にインドネシアで開催したセミナーにおいて、特にインターネット著作権侵害の高まりと共に、放送に関する盗難が拡大を続けていることを強調した。CASBAAは、

<sup>42</sup>

<https://oami.europa.eu/ohimportal/documents/11370/0/Report+on+the+protection+and+enforcement+of+intellectual+property+rights+in+third+countries>

<sup>43</sup>

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/482650/China-ASEAN\\_Anti-Counterfeiting\\_Project\\_Report.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482650/China-ASEAN_Anti-Counterfeiting_Project_Report.pdf)

<sup>44</sup> <https://ustr.gov/sites/default/files/2015-Special-301-Report-FINAL.pdf>

<sup>45</sup> <http://jakartaglobe.beritasatu.com/news/now-playing-indonesias-piracy-problem-takes-new-dimension-online/>

業界と規制当局間の連携を強め、強制執行及び法制度を最新の回避行動／著作権侵害技術に対応した最新の状態に確保することを求めた<sup>46</sup>。

#### 1.4.8 インドネシア外資系製薬団体(IPMG)

インドネシア外資系製薬団体（International Pharmaceutical Manufacturers Group／IPMG）は、ウェブサイトにおいて、インドネシアは、偽造薬物に対する強制執行を充分に行っていないと述べている。同団体は、処罰の軽さ、強制執行の不適切さを問題視し、強い対応が必要としている。同団体は、政府と各機関がこれらの問題に、透明性を備えた関係、活発な協議が常態の関係で対処するよう、両者にパートナーシップの強化を求めた<sup>47</sup>。

#### 1.4.9 米国研究製薬工業協会(PHRMA)

米国研究製薬工業協会（Pharmaceutical Research and Manufacturers of America／PHRMA）は、2013年度対米通商代表部301意見陳述における全国キャンペーンに関する政府の取り組みのため、刑罰の加重、協力の推進、予算の拡大を求めた<sup>48</sup>。

#### 1.4.10 バイオテクノロジー産業機構(BIO)

バイオテクノロジー産業機構（Biotechnology Industry Organization／BIO）は、対米通商代表部意見陳述において、知的財産権の強制に際して、特に裁判所及び法執行機関におけるより一層の専門知識、資金の必要性を示した。同機構はまた、汚職を問題視し、国際的監視の強化、教育の充実化、知的財産権に関する税関の執行の改善を求めた<sup>49</sup>。

## 2. 模倣対策・概論

国家機関による取締件数は減少傾向にあり、裁判所の訴訟取扱い案件は増加傾向にある。

### 2.1 知的財産権侵害関連機関と権限の整理

---

<sup>46</sup> <http://apmi.or.id/news/detail/34/casbaa-seminar-indonesia-in-view.html>

<sup>47</sup> <http://www.ipmg-online.com/index.php?modul=issues&cat=icounterfeit&lang=eng>

<sup>48</sup> <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0030>

<sup>49</sup> <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0028>

[執筆協力]

PT Rouse Consulting International (調査・編集)  
新樹グローバル IP (翻訳等協力)

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)  
ジャカルタ事務所  
TEL: +62-21-5200264  
FAX: +62-21-5200261

2016年8月発行 禁無断転載

**【免責条項】**

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。